

平成 24 年（ワ）第 213 号，平成 25 年（ワ）第 131 号，同第 252 号
平成 26 年（ワ）第 101 号，平成 27 年（ワ）第 34 号
平成 29 年（ワ）第 85 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 597 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2017（平成 29）年 8 月 2 日

福島地方裁判所いわき支部（合議 1 係） 御中

準備書面（320）

（故郷喪失損害と避難慰謝料の違い）

| | |
|---------------------|--|
| 原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝 | |
| 同 弁護士 広田 次男 | |
| 同 弁護士 鈴木 勇博 | |
| 同 弁護士 清水 洋代 | |
| 同 弁護士 米倉 勉 | |
| 同 弁護士 笹山 尚人 | |

第1 原告らが請求している2つの慰謝料

本件において原告らは、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料という、2つの精神的損害の賠償を請求している。本書面においては、この2種類の損害に関して、これらの損害に対する適正な損害額の評価を可能とするために、それぞれの被侵害利益と損害事実の内容を明らかにして、両者の違いを整理したい。

第2 本件における被侵害利益と特徴的な損害類型

1 被侵害利益－包括的平穏生活権

淡路意見書（甲A第146号証、以下「淡路意見書」という。）は、本件における損害を「地域での生活を丸ごと奪われた」こと、すなわち、平穏な日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われたこと（淡路意見書10～11頁）であると捉える。その上で、本件事故によって侵害された法益を「包括的生活利益としての平穏生活権」（包括的平穏生活権）とし、次のように定義している。すなわち、「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのものであり、生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、「包括的生活利益」を享受する権利」である（淡路意見書11頁）。

この見解は、同教授の『包括的生活利益としての平穏生活権』の侵害と損害」（法律時報86巻4号97頁以下、後に「福島原発事故 賠償の研究」（日本評論社）11頁以下に所収）として提唱され、吉村良一教授（同書123頁）、潮見佳男教授（「福島原発賠償に関する中間指針等を踏まえた損害賠償法理の構築」同書107頁）らの支持を得て、おそらくこの論点における中心的な知見であると評価されている。

このように本件における被侵害利益を「包括的生活利益としての平穏生活権」として捉えることの意義は、本件事故によって侵害された法益が「包括的生活利益」＝「地域において平穏な日常生活を送る生活利益そのもの」（淡路意見書 11 頁）であり、個別の財産的損害や身体的な人格権等に分解しきれない、地域における社会生活や社会的生存に関わる、まさに包括的な権利法益が全面的に奪われたことを端的に示すところにある。

2 本件における特徴的な損害類型（個別的な損害項目）

不法行為法における「損害」とは、一般に、「権利侵害により被害者に発生した不利益」をいう。淡路意見書 12 頁以下は、本件における包括的平穏生活権の侵害から導かれる特徴的かつ具体的な多様な損害類型を列挙し、それぞれについての概略的な考え方を示している。それらのうち、ここで検討している個別的不利益は、避難中の精神的損害（避難慰謝料）と地域生活を破壊されたこと（地域コミュニティの喪失）の 2 つであり、両者は重なり合うことのない別個の損害であると指摘している（淡路意見書 13 頁）。

この 2 つの損害について、予めその概要を示すならば以下のとおりである。

（1）避難慰謝料

避難慰謝料とは、包括的生活利益としての平穏生活権を奪われ、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害（淡路意見書 12 頁）であり、中間指針（平成 23 年 8 月 5 日）のことばによれば、本件事故により「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（＝「日常生活阻害慰謝料」）を指している（「指針」 I ①）。

上記の「包括的生活利益としての平穏生活権」の定義のうち、自宅における「平穏な日常生活」という要素（権利利益）が侵害の対象となる。

（2）故郷（ふるさと）喪失慰謝料

これに対して故郷喪失慰謝料の対象である「ふるさと喪失損害」とは、包括的生活利益としての平穏生活権に包摂された、「地域生活享受権」などの様々な利益を奪われ（権利法益の侵害）、かつ、侵害の結果として精神的苦痛・ストレスを被った（積極的侵害）ことによって生じた複合的な精神的損害ないし無形の損害である（淡路意見書13頁）。

上記の「包括的生活利益としての平穏生活権」の定義のうち、「生存権、身体的・精神的人格権（身体権に接続した平穏生活権を含む）、財産権を包摂する、『包括的生活利益』を享受する権利」という要素（権利法益）が侵害の対象となる。

第3 両者の違い

1 2つの損害の区別についての考え方

ところが、この2つの損害の内容と相互の関係をどのように理解するかについては、異なる考え方があり得る。

2 原賠審の見解

（1）中間指針の段階

周知のとおり、原賠審は中間指針において、様々な損害項目のうちの1つとして「6 精神的損害」を挙げて、実際に避難を余儀なくされた「避難等対象者」については、「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（「指針」I①）として、事故発生から6ヶ月間（第1期）における

基本的な金額を、さしあたり「1人月額10万円」（「指針」Ⅲ①）とした。この「日常生活の著しい阻害（日常生活阻害慰謝料）」（「指針」の本文Ⅰ①）が、本件において請求する避難慰謝料に相当するものである。

なお中間指針は「備考」として、指針Ⅲ①②に掲げた各金額の説明として、第1期（①）については「帰宅の見通しもつかない不安を感じる」こと、これに続く第2期（②）には「いつ自宅に戻れるか判らないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」を挙げている（「見通し不安」慰謝料）。その内容は、いずれも上記のとおり、自宅以外での生活を余儀なくされることによる精神的苦痛に含まれる要素である。

他方で中間指針は、それ以外に、地域社会の喪失や帰還が不能となった場合の損害は挙げていない。

（2）第2次追補

次に、第2次追補（平成24年3月16日）では、指針として、避難指示区域が再編される同年3月末を目処に、再編後の居住制限区域について概ね2年分をまとめて1人240万円の一括請求を認め、帰還困難区域については1人600万円の一括請求を認めた（「指針」Ⅲ②③）。

その理由について第2次追補は、備考として「避難の長期化に伴う『いつ自宅に戻れるか判らないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛』の増大等を考慮した。」と説明している。すなわち上記の「見通し不安」損害の増大であるから、「自宅以外での生活を異議なくされることによる精神的苦痛」の一括支払いであって、地域社会の喪失や帰還が不能となったことによる損害ではない。

（3）その後の原賠審の議論

ア 第35回審査会

本件事故から2年6ヶ月が経過した2013年（平成25年）10月1日に開催された第35回の原賠審では、「3 避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について」が議題とされた。

「事故後6年を大きく超えて長期化する地域も存在する」とから、「避難指示の長期化に伴う今後の賠償の考え方が明らかにされる必要がある」（資料3-2）という趣旨説明（前文）の上で、1（1）「最終的に帰還するか否かを問わず、『長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等』を賠償することとしてはどうか。」と提案された。

この審議においては、大塚委員と能見会長から以下の発言がなされており、いずれも「見通し不安損害」を含めた「日常生活阻害慰謝料」と、避難の長期化による「ふるさとの喪失」による損害は別のものであるという認識が示されている（傍線は引用者）。

【大塚委員】

「事故後6年を超えて、非常に長期間にわたって帰れない方・・・の精神的損害は、ふるさとをなくしてしまったという損害と言うこともできると思いますが、それが・・・いつ自宅に戻れるか分からない不安な状態が続くことによる精神的苦痛と、かなり近いとは思うのですがども、ちょっとまた別の性格も持っているとも思いますので・・・審査会でちゃんと議論しておいた方がいい」（第35回議事録26頁）

【能見会長】

「私も今まで毎月、例えば10万円が支払われていると

き、そこで賠償の際に、こういう要素（引用者註：いつも自宅に戻れるか分からぬ不安な状態が続くことによる精神的苦痛＝見通し不安損害）が考慮されていたとしても、これが直ちに故郷を失うということの慰謝料を、そのものと同じであるとは考えておりません。」（同頁）

イ 第36回審査会

続く平成25年10月25日開催の第36回原賠審でも、大塚委員から同様の指摘があったが、これを受けた能見会長から「「ぎりぎりした議論は・・・しにくい」から、「全体の総額・・・を考えればいい」という発言があり、これをもって両者の区別を明確にするための検討は打ち切られた。

このやりとりの後、第37～38回審査会においては、両者の性質・内容の違いに関する論点についての検討はされず、そのまま第四次追補（平成25年12月26日）の公表に至った。

（4）第四次追補

第四次追補は、第3期の精神的損害として、「帰還困難区域（略）については、第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に一人1000万円を加算」するとした。なお、第二次追補で一括支払いした600万円のうちの将来分（未到来分）を控除するため、具体的な金額は700万円とされた（「指針」I①）。

この賠償の内容について、同追補「備考」は、「避難指示が事後6年を超えて長期化することが見込まれる」ので、「最終的に帰還するか否かを問わず、『長年住み慣れた住居及び地域が「見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等』を一括して賠償することとした。」と説明している。

すなわち原賠審は第四次追補において、第35回審査会から課題になっていた「地域における生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」を支払うことを公表したのであり、その内容は「ふるさとをなくしてしまったという損害」（大塚委員）、「故郷を失うということの慰謝料」（能見会長）＝「ふるさと喪失慰謝料」を意味していたはずである。

但しその内容は避難慰謝料の支払い（毎月10万円）の将来分の一括払いであるから、これは避難慰謝料の支払いとは別の賠償とは言えない。

（5）小括

以上により、原賠審としては、

- ① 避難慰謝料とは別に、避難生活の長期化に伴う故郷喪失慰謝料を支払う必要があるものとした。
- ② 能見会長及び大塚委員は、これを別の内容の損害であると考えており、これに異を唱えた委員はいなかった。
- ③ 実際に第四次追補によって支払われたのは、避難慰謝料の支払い（毎月10万円）の将来分の一括払いであった。

3 被告の主張

被告は、故郷喪失慰謝料の支払いについて、これを否定するものではないとした上で、原賠審の指針に従うと答弁している。

4 原告らの主張

これらの損害は異なるものであり、別の損害事実によって生じている。両者は、次のような様々な視点によって区別することができる。

（1）侵害された内容の違い

避難慰謝料は、「避難先」における「著しい日常生活阻害」に対する精神的損害の賠償であり、避難先における毎日の、日常生活が正常に営めない困難な生活が侵害の内容となる。そこでは、自宅における「平穏な日常生活」という権利利益が侵害されている。

これに対して、ふるさと喪失の慰謝料は、「避難前」に享受していた「元のふるさとの生活」、すなわち地域生活利益や居住生活利益などコミュニティが果たしていた様々な機能や、自然との共存による恵みの享受、地域の固有の文化や生活様式などが破壊され、喪失したことによる無形の損害と精神的苦痛に対する賠償であり、元の地域におけるさまざまな権利利益が侵害の対象である。

(2) 被侵害利益が所在する場所

以上の差異の反映として、両者は、被侵害利益（侵害された生活関係）が所在する場所という事実に違いがあり、避難慰謝料については「自宅」が、故郷喪失慰謝料については「地域」が想定される。

この差異は、中間指針の文言にも読み取ることができる。すなわち「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（「日常生活阻害慰謝料」）とは、「自宅」での正常な日常生活が、「自宅以外」での生活を余儀なくされることによって損なわれ、「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害」されることを指しているからである。これに対して故郷喪失損害は、「長年住み慣れた住居及び地域」における侵害とされている。

(3) 被害が生じている場所

この違いは、被害が生じている場所という事実にも反映し、避難慰謝料の対象たる被害は「避難先」である避難所や仮設住宅、そして移住を決断した場合には移住先において発生する。これに対して故郷喪失慰謝料は、まさに「故郷」である避難元（地域）において発生することになる。

(4) 侵害された「自由」ないし「得られたはずの利益」の差異

次に、侵害された「自由」の内容に注目すれば、避難慰謝料については避難者の「行動の自由」が制約されており、故郷喪失慰謝料においては「人格の自由な展開」と、「地域社会における行動から得られる利益」が侵害されているという違いがある（潮見前掲書 109 頁）。

6 区別の必要性－損害事実の違い

以上のとおり避難慰謝料と故郷喪失慰謝料は別の損害であるが、この 2 つの損害が区別して把握されるべき理由を、損害事実の明確化という観点から、以下のとおり指摘しておきたい。

(1) 「損害事実」を明らかにすることの重要性

不法行為法における「損害」とは、「不法行為による権利侵害により、被害者に発生した不利益」をいうところ、損害の意味をどのように理解するかについては、いくつかの見解がある。通説・判例を含めた伝統的理解であるとされる「差額説」においては、損害とは不法行為がなければ被害者が現在有しているであろう仮定的利益状態と、不法行為がなされたために被害者が現在有している現実の利益状態の「差額」（金銭評価）であるとされる。とはいっても、本件のような慰謝料の請求においては、精神的損害は「数理的に算定」できない無形の損害であるから、いずれにしても差額説の方式では金銭評価ができないので、「侵

害行為の程度、加害者、被害者の年齢資産その社会的環境等各般の状況を斟酌して」金銭の評価を行わざるを得ないものとされている（最判昭和39年1月28日）。

この点で本件のように、過去に類例のない不法行為（侵害）であり、かつその被害が大規模に展開していることによる精神的損害の賠償を求める場合においては、この権利侵害によって原告らに生じている不利益な事実状態が如何なるものであるのかという「損害事実」の具体的な解明と摘示によってこそ、損害の評価が可能になる。

「不法行為がなかったならばあるであろう状態の判断に当たっては、本来の権利の価値がどれほどのものかを判断することが重要となる」という指摘（潮見佳男「不法行為法」223頁）のとおり、差額説にいうところの「不法行為がなければ被害者が現在有しているであろう仮定的利益状態」がどのような価値を有するものであったのかの分析・検討のためには、不利益な事実状態（損害事実）を明らかにしなければならない。

このように、それぞれの精神的損害の根拠となる損害事実の解明なくしては、本件における原告らの損害を適正に評価することは困難なのである。

（2）2つの異なる損害事実

このように理解した上で、本件における避難慰謝料と故郷喪失慰謝料という2つの損害賠償における損害事実が別異のものであることを、改めて次のとおり概説する。

避難慰謝料においては、避難生活を強いられることによって、避難先において「著しい日常生活阻害」が生じているという事実、すなわち日常生活が正常に営めない避難生活という事実状態が損害事実である。

故郷喪失慰謝料においては、避難前の居住地域において享受していた「元のふるさとの生活」、すなわち「地域生活利益」や「地域生活利益」、自然の恵の享受などのさまざまな価値や利益を奪われ、喪失したという事実状態が損害事実である。

これらの損害事実ごとに、損害が正しく把握されなければならぬ。

7 損害項目の区別による金銭評価の適正化

このように、1つの事故・紛争によって複数の精神的損害が発生し、1つの訴訟において複数の慰謝料が請求される事例は、実務上珍しくない。

(1) 交通事故の事例

例えば交通事故事件において、被害者が受傷による入院生活を送った末に死亡した場合、入通院慰謝料と死亡慰謝料という2つの精神的損害に関する請求がなされ、これらの金額は別個に算定される。また、入通院慰謝料と後遺症慰謝料という2つの精神的損害が発生するケースも通例のことである。

あるいは、離婚事件において、離婚にともなう精神的苦痛（いわゆる離婚慰謝料）と、離婚の原因事実の1つである家庭内暴力（傷害）や虐待行為を理由とする慰謝料請求が、1つの訴訟において別個に請求されることも多い。裁判実務上、これらについては多くの事案において、別個に慰謝料の金額が算定された上で、その合計金額の支払いが命じられている。

こうした取り扱いは、当該事故・紛争における損害事実を適切に評価・把握して、そこに生じている損害について金額算定するにあたって、その金額を適正な水準に認定すること、正当な水準に引き上げることを目的としている。1個の事故・紛争

によって複数の別異の損害が生じている以上は、それらを適正に評価するためには、それぞれの事実状態があるがままに把握して、それぞれの損害評価をしなければならないのであって、そうでなければ被害の適正な回復は実現しないからである。

本件においても同様であり、本件事故によって避難を強いられている被害者（原告ら）には、平穏な日常生活を阻害されることによる精神的苦痛という損害（避難慰謝料）と、元の居住地域で享受していた地域生活利益を失うという無形の損害を被るとともに、そのことによって深い喪失感（精神的苦痛）を感じるという精神的損害（故郷喪失慰謝料）という、2つの損害が発生したのである。これらは別途、それぞれの損害の内容に応じた、適正な慰謝料額が算定評価され、賠償されなければならない。

（3）包括請求方式における重要性

さらに、以上の必要性は、本件のような（部分的な）包括一律請求という請求方式を採用している場合においては、とりわけ重大な意味を持つ。

ア 個別損害項目積算方式

多くの裁判実務において、損害賠償請求における損害算定は、個別の損害項目の積算方式によってなされてきた。すなわち、損害を財産的損害と非財産的損害に二分した上で、財産的損害を積極的損害と消極的損害（逸失利益）とに分けて、この積極的損害・消極的損害について、各個の損害項目ごとに金額を割り付けて、最終的に非財産的損害をもまとめて合算するという方法である。

イ 本件における包括請求方式

しかし、本件においては（部分的な）包括一律請求という請

求方式を採用している。公害や薬害事件など、多くの被害者に全人間的な多様な損害が発生する事案において発展した法理論であり、加害行為から発生した多様な損害を総体として包括的に捉え、これへの賠償を包括して請求する方法である。

ただし本件における包括一律請求は、これまでの典型的な公害事件における全面的な包括一律請求ではなく、財物の保障や営業損害などを含まない、部分的な包括一律・一部請求である。しかし包括請求方式であることには違いがなく、本件では各原告らに生じている精神的損害について、その多様な損害の内容を個別に積算することなく包括的に把握して、広義の慰謝料として計上している。

例えば故郷喪失慰謝料については、その内容をなす地域生活利益等の無形の利益（財産上の利益）の喪失は、極めて多様である。典型的な一例を挙げるならば、そこには高齢の家族を介護する上でのご近所からの助力があり、子ども達への地域ぐるみの見守りがあり、家庭菜園からの収穫を相互に贈答し合うことによる協同的な自給自足があり、近所の草むしりや害虫駆除の助け合いがあり、農業用水の共同敷設・管理があり、地域の祭礼や伝統芸能の維持と開催があり、その他ありとあらゆる地域コミュニティの機能が発揮されていたところ、それら無限とも言える多様な「地域生活利益」の一切合切が消滅した。また、地域において維持・発展していた家業は、その得意先や信用、業者間の相互協力などの様々な関係性という地域における多種・多様な諸要素の一体性が、丸ごと破壊された。あるいは、家族が協力しあって財をなし、念願のマイホームを建築し、そこで長年にわたって家族の生活が営まれ、近隣との交友が築かれてきた懐かしい生活、地域の中における家庭生活の無限とも

いえる豊かな生活が失われた。

このような広範かつ多様な損害の諸要素を、すべて積算することは、およそ不可能である。また、こうした様々な諸要素、生活と生産の諸条件を個別に分類・分断して積算することは、こうした要素が相互に関連し、支え合い、絡まり合って機能しているという全体象を、適切に評価することを困難にする。だからこそ、本件においては包括一律請求という請求方式を探っている。

避難慰謝料に関する同様であり、避難生活における不自由、不安、不便、苦痛などの著しい生活阻害は、例えば避難先住居での生活の限界（苦痛・不便・不自由）、見知らぬ土地での生活上の不安（苦痛・不安）、被ばくによる不安・差別（不安・苦痛）、仕事の喪失（不安）、家族の離散（苦痛・不安）、さらには被害者同士の軋轢（苦痛・不安）など多岐にわたるとともに、その内容は無限に多様であって、全部を網羅して積算することなど不可能である。

ウ 包括請求方式の「欠点」とその克服

しかしこの請求方式は、反面として、個別の損害事実を具体的・網羅的に主張・立証しないことを意味するから、損害の評価、ことに金銭換算における評価が低額に偏り、被害の救済、損害の回復において不当に低くなりがちである。包括一律請求方式におけるこの欠点は、これまで多くの公害、薬害訴訟において指摘され、課題とされてきた。しかし、本件もそうであるように、何百人もの被害を早期に救済することが必要な公害事件では、この請求方式を採用せざるを得ない。そこで、包括一律請求という請求方式を取りつつ、この欠点を回避しうる適切な損害評価を実現しなければならない。

エ 2つの精神的損害を区別して評価する必要性

そこで、この金銭評価における低額化という欠点を補うためには、上記のとおり、少なくとも損害事実として異なる損害を区別し、個別の損害事実ごとに適正な金額算定をすることが必要である。すなわち、現に生じている損害事実があるがままに読み取り、正しく評価することが必要不可欠なのである。

別個に存在している損害を、区別することなくいまぜにして、まとめて評価することは、それらの損害の捉え方と理解を誤らせる。その結果、金銭評価についても適正な判断ができないくなる。損害の内容を適切に理解しなければ、その金銭評価においても不完全な作業に陥ることが必至だからである。

このような理由により、避難慰謝料と故郷喪失慰謝料の2つの損害は区別されて、別個に金銭評価の対象とされなければならない。

以上